

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長殿
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第160号
平成21年11月26日
警察庁生活安全局保安課長

各管区警察局広域調整担当部長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う猟銃用火薬類に係る
取扱いについて(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。以下「改正法」という。)が12月4日から施行されることとなるが、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)並びに法第10条の2第1項の狩猟前の射撃の練習(以下「狩猟前練習」という。)において使用する猟銃用火薬類に係る取扱いを下記1及び2のとおり定めるとともに、法第10条の5の2の実包の所持状況の記録の義務化に関する規定の施行に伴い、「猟銃用火薬類の厳格な監督取締りについて(通達)」(平成20年3月27日付け警察庁丁生環発第99号。以下「取締通達」という。)第1の3(2)を改めることとした(下記3参照)ので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 技能講習関係(法第5条の5関係)

都道府県公安委員会が行う技能講習の受講が猟銃所持者に義務付けられたところ、技能講習において使用する猟銃用火薬類に係る取扱いについては次のとおりとする。

(1) 技能講習において使用する猟銃用火薬類の入手方法等

ア 現に保有する猟銃用火薬類の使用

猟銃所持者が技能講習を受講する際、現に猟銃用火薬類を保有している場合には、当該猟銃用火薬類の譲受目的にかかわらず、これを使用して技能講習を受講させることとする。したがって、例えば猟銃の所持許用途が狩猟又は有害鳥獣駆除である猟銃所持者が火取法第17条第1項第3号の規定により無許可譲受票を用いて譲り受けた猟銃用火薬類を現に保有している場合には、これを使用して受講させることとする。

イ 譲受許可による入手

技能講習において使用する猟銃用火薬類の入手方法について、アの方法により難しい場合には、火取法第17条第1項の規定に基づく譲受許可を受けて譲り受けたもの

を使用させることとする。ただし、この場合にあつては、必要以上に猟銃用火薬類を保有させることのないよう消費実績、消費計画等をよく聴取した上、許可の適否を判断すること。

(2) 譲受許可の申請時における留意事項

ア 譲受の目的

技能講習を受講するための譲受許可については、消費計画等に応じて「技能講習及び射的練習」等の用途で許可の申請を行わせることとする。また、その際、消費等計画書には技能講習を受講することを記載させること。

イ 譲受許可の個数

技能講習を受講するための譲受許可の個数については、技能講習までに射撃の練習を行わない場合は、技能講習日の練習分を含め、おおむね2～3ラウンド分（散弾実包にあつては75個まで、ライフル実包にあつては60個まで）とし、技能講習までに射撃の練習を行う場合は、練習日数及びラウンド数等を勘案し、不必要に猟銃用火薬類が残らない個数とすること。

ウ 譲受許可の有効期間

技能講習を受講するための譲受許可の有効期間は、原則として技能講習の受講日までとすること。

なお、譲受許可の申請者が技能講習を受講するまでに一定期間の射撃の練習を行い、その結果をみて技能講習を受講しようとする場合、申請時に受講日が確定していないことも考えられるので、有効期間を定めるに当たっては、取締通達により提出させた消費等計画書の内容を精査するとともに技能講習の実施予定日等を踏まえ、できる限り受講日に実包を購入できるような有効期間とするよう配慮すること。

(3) 技能講習の用途に供することを要しなくなった猟銃用火薬類の措置

技能講習終了後において技能講習の用途に供することを要しなくなった猟銃用火薬類については、射撃の練習により消費することは差し支えない。他方、消費の目的がない場合にあつては、火取法第22条の規定に基づき遅滞なく廃棄等の措置をとらせること。

2 狩猟前練習に係る努力義務関係（法第10条の2第1項関係）

狩猟前練習に係る努力義務に関する規定については、狩猟用途の猟銃所持者に対する定期的な射撃の練習の促進を図り、猟銃の使用に伴う事故の発生を防止するため新設されたところ、狩猟前練習において使用する猟銃用火薬類に係る取扱いについては1に準じて対応すること。

3 猟銃用火薬类等譲受許可証の有効期間

火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の猟銃用火薬類の譲受の許可を行う場合に

おける猟銃用火薬類等譲受許可証の有効期間については、猟銃用火薬類の厳格な監督を及ぼす観点から長くとも3か月から6か月程度を上限とすることとしていたが（取締通達第1の3（2））、実包の所持状況の記録の義務化（法第10条の5の2）及び当該記録の検査（法第10条の6）に係る規定が整備されたことにより猟銃用火薬類に対する監督を及ぼすことが可能となったことから、取締通達第1の3（2）を別紙のとおり改めることとする。

新	旧
<p>第1 火取法の許可事務を行うに当たつての留意事項</p> <p>3 許可の具体的内容等について（譲受の許可を行う場合）</p> <p>（2）形式的に上限一杯の1年を有効期間として定めるのではなく、1で聴取した火薬類の消費計画等に応じて、必要と認める期間を有効期間として指定すること。特に、（1）の特に酌むべき事情があるとして火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可を行う場合には、<u>この点に留意すること。</u></p>	<p>第1 火取法の許可事務を行うに当たつての留意事項</p> <p>3 許可の具体的内容等について（譲受の許可を行う場合）</p> <p>（2）形式的に上限一杯の1年を有効期間として定めるのではなく、1で聴取した火薬類の消費計画等に応じて、必要と認める期間を有効期間として指定すること。特に、（1）の特に酌むべき事情があるとして火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可を行う場合には、<u>合宿等で短期間で集中的に消費するといった特別な事情があることを前提として許可するのであるから、許可証の有効期間は当該合宿の期間内に限るなどし、長くとも3か月から6か月程度を上限とすること。</u></p>